様式第3号(第6条関係)

一時預かり事業却下通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

椎葉村長　　　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった一時預かり事業については、次の理由により却下いたします。

|  |
| --- |
| (理由) |

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、村長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、村を被告として（訴訟において村を代表する者は村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。